新湾岸道路有識者委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「新湾岸道路有識者委員会」(以下「委員会」という)と称 する。

(目的)

第2条 委員会は、新湾岸道路における概略ルート・構造の検討において、計画策定プロセスの透明性、客観性、公正性、合理性が担保されるよう、公正中立な立場から計画検討手順の妥当性、コミュニケーション活動及び技術・専門的検討について助言を行うことを目的とする。

(構成)

- 第3条 委員会は、有識者をもって構成し、委員の構成は別紙の委員とする。 2 委員の追加・変更は、委員会の承認を得るものとする。
 - (委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に示す目的を達成するまでとする。

(委員長)

- 第5条 委員長は、委員会委員の中から互選により充てる。
 - 2 委員長は、委員会の会務を総括する。
 - 3 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員が、その職務を代理する。
 - 4 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(委員会の運営)

- 第6条 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。
 - 2 委員会は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(透明性の確保)

- 第7条 透明性の確保を図るため、委員の氏名、会議の開催についてはあらか じめ公表するものとする。
 - 2 審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。なお、委員は非公開の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

3 会議に提出された資料等については、会議終了後、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、公表しないものとする。

(事務局)

- 第8条 事務局は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所と千葉県県土整備部道路計画課、千葉市建設局道路部、船橋市建設局都市計画部、市川市道路交通部、習志野市都市環境部、市原市土木部、浦安市都市政策部に置くものとする。
 - 2 代表事務局は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所の計画課に置くものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

また、本規約の改正等は、出席委員の過半数の賛同をもって行うことができるものとする。

附則 この規約は、令和6年8月2日から施行する。

新湾岸道路有識者委員会 委員名簿(案)

| 委員 | 所属・役職 | 備考 |
|---------------|------------------------|----|
| 洒邊 このみ | 千葉大学グランドフェロー | |
| 小幡一一样 | 日本大学大学院法務研究科 教授 | |
| 佐春末潭 | 東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授 | |
| 台石 和泰 | TMI総合法律事務所 | |
| 寺部 慎太郎 | 東京理科大学創域理工学部社会基盤工学科 教授 | |
| 節特 英美 | 日本大学理工学部土木工学科 教授 | |
| 兰科 真理字 | 東京女子大学現代教養学部国際社会学科 教授 | |
| 屋井 鉄雄 | 東京工業大学 特命教授・名誉教授 | |

敬称略、五十音順